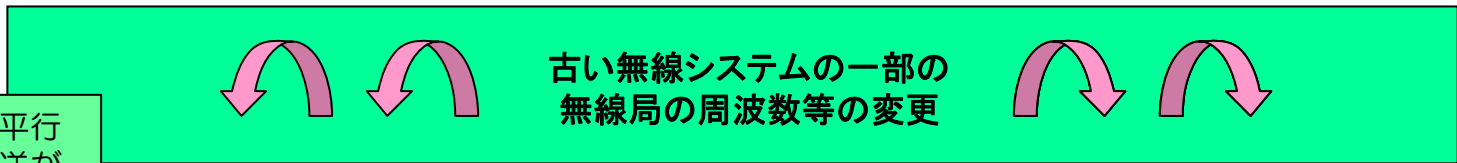
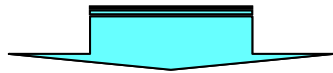
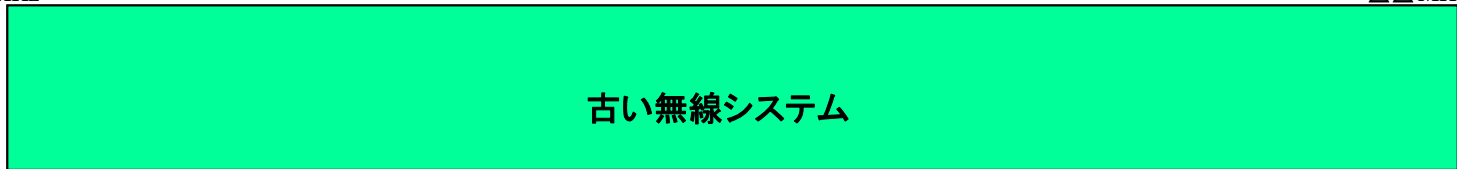


アナログ周波数変更対策業務に電波利用料を充てる理由

← 割当変更周波数 →
 ○○MHz △△MHz

変更前



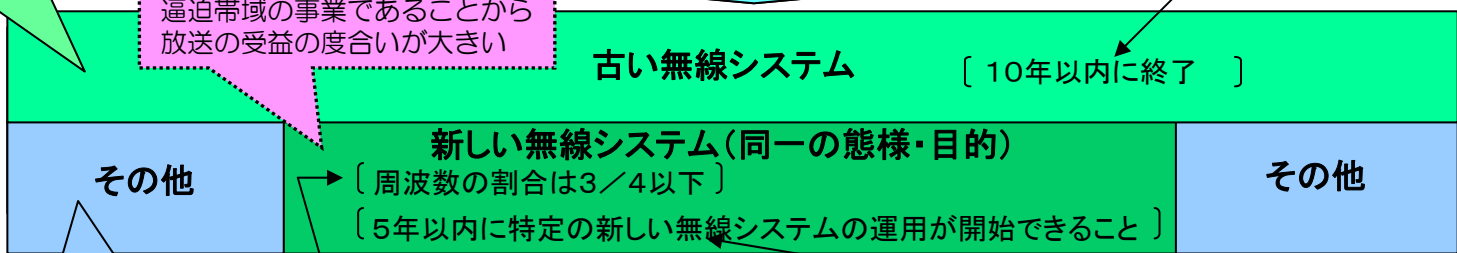
デジタル放送に平行してアナログ放送が継続できる受益

アナログ放送の受益→追加料額の理由

逼迫帯域の事業であることから放送の受益の度合いが大きい

法第71条の2第1項第1号による(要件①)

変更後



要件①～③は電波利用料負担者に確実に受益が返還される仕組み

他の無線局が電波を利用できる受益

法第71条2第1項第2号による(要件②)

法第71条2第1項第3号による(要件③)

130MHz返還
 (公示日2001年7月25日)

無線局全体の受益

上記要件を満たす周波数割当計画等の変更を行う場合において、古い無線システムから新しい無線システムに混信等を与えないようにするための周波数等の変更に伴う古い無線システムの無線設備の**変更の工事**をしようとする免許人等に対して**給付金**を支給

アナ変のみ

総額約1,800億円

○電波法(昭和二十五年五月二日 法律第百三十一号)

(特定周波数変更対策業務)

第七十一条の二 総務大臣は、次に掲げる要件に該当する周波数割当計画又は放送用周波数使用計画(以下「周波数割当計画等」という。)の変更を行う場合において、電波の適正な利用の確保を図るため必要があると認めるときは、予算の範囲内で、第三号に規定する周波数又は空中線電力の変更に係る無線設備の変更の工事をしようとする免許人その他の無線設備の設置者に対して、当該工事に要する費用に充てるための給付金の支給その他の必要な援助(以下「特定周波数変更対策業務」という。)を行うことができる。

一 特定の無線局区分(無線通信の態様、無線局の目的及び無線設備についての第三章に定める技術基準を基準として総務省令で定める無線局の区分をいう。以下同じ。)の周波数の使用に関する条件として周波数割当計画等の変更の公示の日から起算して十年を超えない範囲内で周波数の使用の期限を定めるとともに、当該無線局区分(以下この条において「旧割当区分」という。)に割り当てることが可能である周波数(以下この条において「割当変更周波数」という。)を旧割当区分以外の無線局区分にも割り当てることとするものであること。

要件①

二 割当変更周波数の割当てを受けることができる無線局区分のうち旧割当区分以外のもの(次号において「新割当区分」という。)に旧割当区分と無線通信の態様及び無線局の目的が同一である無線局区分(以下この号において「同一目的区分」という。)があるときは、割当変更周波数に占める同一目的区分に割り当てることが可能である周波数の割合が、四分の三以下であること。

要件②

三 新割当区分の無線局のうち周波数割当計画等の変更の公示と併せて総務大臣が公示するもの(以下「特定新規開設局」という。)の免許の申請に対して、当該周波数割当計画等の変更の公示の日から起算して五年以内に割当変更周波数を割り当ててを可能とするものであること。この場合において、当該周波数割当計画等の変更の公示の際現に割当変更周波数の割当てを受けている旧割当区分の無線局(以下「既開設局」という。)が特定新規開設局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないようにするため、あらかじめ、既開設局の周波数又は空中線電力の変更(既開設局の目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内の変更に限る、周波数の変更にあつては割当変更周波数の範囲内の変更に限る。)をすることが可能なものであること。

要件③